

「婦人が担う農業」の意味と展望

一 はじめに

わが国の農業が婦人を不可欠な担い手として展開してきたことは、いまさらいうまでもない。農業生産・農業経営がともかくは順調に展開している時期においては、その重要性がことさらに意識されないほどに重要な役割を果たしてきたし、危機的な状況においては、婦人こそが頼みの綱とされてきたのである。後者についていえば、第二次大戦中の「銃後の労働力」や総兼業化のなかでの「三チャン農業」をはじめとして、これを証かす事実なこと欠かない。

そして、今後、こうした傾向ないし要請は、いっそう（またしても）強まると予想される。高度経済成長期以降の農業・農村を支えてきたいわゆる「昭和一ケタ」男子労働力のリタイアや、若年男子労働力の定着難などを想うとき、ともかくにも婦人に期待されるところが大きいのである。

にもかかわらず、婦人を農業の重要な担い手として正面からとらえ位置づけようとする傾向は、農業をめぐる議論のいずれの領域（農業経営

論、農政論、農協論など）においても、これまで乏しかった。また、現状においても、十分だとはいえない。

もちろん、そうした議論のなかで婦人を農村展開や農業経営展開の主体としてまつりあげてしまうのは、けつして好ましいことではない。かといって、曖昧模糊とした農村文化や農家生活の担い手といったかたちで婦人を周縁的（農業展開にとつて）な位置に置いたり、農村厚生行政の対象（農家婦人の健康管理など）とみなすだけでは、不十分きわまるのではないか。想うに、男性と同等に（といったことすら意識することなく、ごく自然に）農業を営もうとする意欲と必要をもつ女性の立場に立つてみれば、解決を要する問題が山積しているはずである。そうした点をめぐるといわば実質にかかわる議論こそが、従来の視座をややずらしながら、おおいに展開されるべきだと思われるのである。たんなるコスト低減策として、婦人たちが「利用される」ことのないようにするためにも。

ほぼ右のような動機に端を発しながら、本稿では、以下のような考察を試みる。

乗本秀樹（三重大学教育学部）
佐々木隆（信州大学農学部）
小松泰信（社長野県農協地域開発機構）

すなわち、まず方法的な観点から、農業経営理論のわくぐみのうちに「女性」という主体を登場させることの可能性について、論じる(二)。ついで、統計資料によりながら、従来とは異なった農業労働力の動きを現状に見出す。それによって、婦人労働力の将来を展望するためのがかりをつかんでおく(三)。そして、農家婦人が活動するうえで大きな意味をもつであろう農家婦人組織に着目し、そのありようを論じる際の視点について、若干の調査結果をまじえつつ検討する(四)。

——基礎的な事実の把握と方法の認識を主眼としているために、「婦人が担う農業」のありようを具体的・直接的に論じるまでには立ち至っていない。だが、ここでのいくつかのアプローチは、そのために不可欠な予備的作業として位置づけられるはずである。

註

(一) たとえば、『農業白書——昭和六二年版——』(農林統計協会)に読みとれる農村婦人についての理解は、およそこのようなものである。

二 農業経営理論と「性」

(一) 農業経営理論の盲点

(i) 前述のように、農業生産・農業経営に不可欠な役割をはたしてきた「女性」であるが、そして、農業生産・農業経営が危機的な状況に陥るたびに浮上し再認識されてきた「女性」ではあるが、農業経営理論のなかでは必ずしも正当に遇されることになかった。¹ 時事的な関心を呼ぶことはあっても、農業経営学が自身のテーマとして積極的に引き受けようとする気配はなかったのである。² なぜなのだろうか。

根本的な理由として、二つのことが想像される。

そのひとつは、農業経営学の原因領域をなす農業経営形態論において、「家族農業経営 (family-farm)」こそが農業経営の基本形態なのだ³ という了解がとりつけられていたことである。そのかぎりでは、「男性」「女性」という区別は不要であり、「家族員」という性不問のむすびつきが先行し独行しえたのである。

いまひとつは、農業経営学が、近代科学であろうとすることにともなう宿命として、「理論の対象主体は(理論の構築主体とともに)「男性」なのだ」という了解を無意識裡におかざるをえなかったことである。理論のらち内のことさらに問われることになかった性は、当然のこととして、「男性」という中性だったのである。

(ii) ところで、農業生産・農業経営の構造にゆるぎがなく、多くの問題が量に還元しきれているうちは、このような理解であっても、現実にくつたことにはならない。だが、農業生産・農業経営の構造がゆらいだり危殆に瀕するかもしれないとき、気がかりなことも多い。盲点に潜んでいたラディカルな問題を、あらためて引きずり出さざるをえなくなるのである。

右に述べた理由との関連でいえば、農村の人びとを長いあいだにわたって内面から支配し外面から規定していた「ジェンダー」はずでに消失しかかっており、かわって「セクシズム」や「中性化」が色濃く兆ってきている。³ 女性であれ男性であれ、自身の生き方を求める傾向が強くなってきているのである。つとに問題になっている経営・生活上の役割再編成、後継者難、嫁不足などは、そのあらわれともみてとれる。そうした状況のなかで以前と同様に「家族農業経営」が成り立つにしても、その意味ないし長期的安定性・経営管理的特質に関しては、従来の常識と予

断で律しきれないものがあるはずである。

また、農業経営学が、実践的な有効性を問われるところのいわゆる実践科学であることは、まちがいない。だが、対象である農業経営事象が、農村・農家の社会的・文化的な状況にはまりこみながら展開するものであるかぎり、性急に経営経済的な局面だけを抽象することはできない。

かりに可能だとしても、経営経済活動が社会的・文化的な文脈から剝離し自律化してゆく過程（そう認識できる可能性）を把握する作業を、十なまで試みておかねばならない。その意味で、ひとまずは実践性の要請から離れて、地理的・歴史的に多様な農村・農家の社会的・文化的・経営経済的な営みを精確にとらえることが望まれるし、そのために新たな視座が必要になるのである。屈折した表現をあえて選ぶならば、農村であれ農家であれ、その構造と紐帯が経営や生活の近代化を阻害するほどに強かった時代においては（であればこそ）、経営経済の局面を単純に引き出すことはデモンストレーション以上の意味（実践性）を保ちえた。そうした事情がいまや変化し、状況はもっと複雑なものになっていると思われるのである。

(iii)このような問題意識を下敷きながら、以下では、二点について考察を及ぼしておくたい。

第一は、農業経営理論にとっては不慣れで、ともすればイクセントリックに扱われがちな〈性〉に接近するに際して、マークすべき問題局面を明確にしておくことである。近年の女性学（女性解放論）の成果をみると、このあたりがあきらかになるであろう。

この考察をふまえて、主題を検討する。すなわち、しよせんは顧みられることのなかった〈性〉であるが、農業経営理論において、いかにしてそれが「完璧に捨象されたのか」という点についてである。それに

よって、「完璧に捨象される」プロセスのなかに、かえって〈性〉を組みこむための契機を見出ししておく。

(二)〈性〉への接近のポイント——女性解放論からの示唆——

(i)いわゆる女性学の輪郭については、必ずしもさだかではない。だが、社会における女性のありようをめぐる近年の諸研究について、すくなくともつぎの傾向が指摘できるのではないか。

すなわち、もはや、たんなる政治的平等を求めることだけに終始してはいない。より実質的な、根底的な議論が展開されようとしているのである。その場合、われわれが（女性たちが）生きるこの社会をどうとらえるかという点にかかわって、二つの異なった立場がある。

そのひとつは、この社会（産業社会、脱産業社会）とこれをかたちづくる文化・文明を不問にしつつ、そこでの〈女性〉の生き方を模索し編み出そうとする立場である⁴⁾。

これに対して、いまひとつは、つぎのような立場である。すなわち、この社会（近代）とそれを支える文化や言説を単純には肯定しないで、〈男〉ないし〈男の眼・知性〉であることを前提にした議論から重大なことがらもれ落ちることを憂慮し、その学問的・政治的帰結を危惧する。そして、すぐれて認識論的な次元から「知」を再構成し、あるべき社会を構想しようとするのである⁵⁾。

抽象的に過ぎる整理ではあるが、農業経営理論に〈女性〉を登場させようとする意図にとつて、第一の立場は魅力的である。ある種のハウ・ツーとしてライフ・スタイルが示されるものもさることながら、それにもまして、自己実現意欲に横溢する主体として労働力（男性・女性）がとらえられることは、農業経営理論に新たな展開（転回）を促すのではな

いか。たとえば、個々にライフ・コースを歩む人びと（男性・女性）が選択の結果として農業経営という場を共有するといった理解などが可能になるとすれば、家族農業経営論に新たな局面が発見されると思われるのである。——こうした示唆は、農業経営理論を実践的なものとみなす場合には、とくに有益である。

他方、客観的な事象把握をもって農業経営理論の課題だとする場合に、第二の立場からもいくつかの示唆がくみとれる。

(ii)この立場は、さらに二つに分かれる。ひとつは、〈男性〉とは異なる地平（カテゴリー・自然、身体など）に議論のよりどころを求める立場である。いまひとつは、〈男の理論〉であれ〈女の理論〉であれ、およそ認識といういとなみはイデオロギー性（恣意性）を免れないものであり、その自覚のうえに認識論レベルから不断に告発を続けてゆこうとする（その意味で、ポリティカルに安住できる地平はない）立場である。いずれの立場においても、民族学的資料等にあたり、解釈作業が行なわれることが多いのだが、その過程でつぎのことが発見されている。

(ア)世代再生産はもちろんのこと、日々の生産（再生産）過程でも、〈女性〉はぬきさしならぬ、そしてしばしば〈男性〉以上の「力」を、事実において発揮する。

(イ)ところが、文化やイデオロギーの局面をみるとき、〈女性の力〉のいかんにかかわらず、〈男性優位〉の状況がほとんど普遍的に観察される。それぞれの社会のダイナミズムによって形成されるこの「優位」は、権威として維持されている。そして、しばしば〈女性の力〉を隠蔽し粉飾する「虚偽」性をともなっている。

この二つの傾向のうち、(ア)を重視し、〈女性の力〉の淵源と目される「自然」や「身体」をよりどころにして解放戦略を構想するのが第一の

立場である。逆に(イ)を重視し、〈男性優位〉の文化やイデオロギーの生成本メカニズムを検討する、そしてこれと拮抗できるだけの〈女性〉の文化・権威システムを展望するのが、第二の立場である。

いずれの立場に与するかはさておき、ここに、農業経営理論が〈性〉に接近する際の配慮事項が示唆されていることに留意し、それらを列挙しておく。

①〈女性の力〉を把握すること。農業経営・農家生活で〈女性〉が発揮する「力」を、極力公平かつ精確にみてゆくべきである。

②農村・農家を支配する文化・権威・イデオロギーの体系を、把握すること。おおまかにみれば、「ジェンダー」が希薄になり「セックス」が支配的になりつつあるのだが、その過程で、〈男・女〉の關係とそれぞれの生き方をめぐってどのような様式が生まれているのか。このあたりを、精確にとらえるべきである。

③〈男性「セックス」優位の雰囲気」が濃厚に過ぎるのであれば、これに拮抗すべく、〈女性「セックス」のシステムが求められるかもしれない（農業経営理論の脱構築とは一線を画するテーマではあるが）。

(三)〈性〉の排除と導入の構造——大規模論をよりどころにして——

(i)農業経営の成り立ちとそこで展開される経営管理についての基本的な理解は、農業経営形態論に与えられる。そこで、本節では、この農業経営形態論——わが国の農業経営形態論のなかでも最もオーソドックスであり、精緻な論理に支えられている大槻正男氏の理論——に着目してみたい。

内容ゆたかで示唆に富む学説であるがゆえに、同氏の理論はさまざま

に受け継がれ、リファインされている。あるいは、逆に、いくつかの批判も展開されている。ここでは、いまひとつ、「性」についての理解（＝無理解）という観点から、検討を加えようとするのである。

(ii) まず、テーマに関連するかぎり、大槻氏の農業経営形態論を切り取っておこう。

ここでは、出発点において、三つの条件が指定される。

(ア) 収益を追求する主体。ただし、収益の内容はさしあたり不明であり、のちにあらかになる。また、主体は、実体をもたない質点である（収益追求意欲とある種の経営者能力だけを備える）。

(イ) 労働力・土地・資本財という、生産性能を備え、一定程度に可塑的な生産要素。

(ウ) 生産要素の流通平面（市場）。

これらの条件を前提にして、農業経営形態の形成・維持のプロセスが、つぎのように説明される。

すなわち、労働力であれ土地・資本財であれ、それらが有用なものであるためには、必ずや変形・加工を受ける。特定の産業での用途に向くように（「分産的」）、特定の経営での用途に向くように（「分営的」、あるいは「分産的」）、それぞれの変形・加工を受ける。そのかぎり、それぞれの変形・加工は、一般的な流通価値を失い、流通平面から没する（「沈下」・「分産的沈下」、「分営的沈下」）。このとき（この過程を経て）、当該生産要素は特定の農業経営に搬入されるのである。

この変形・加工は、そののちにも進行する。それぞれの農業経営に一定程度以上に長い期間存在しつづけることによって（「固定的沈下」、技術的にはもちろんのこと、純粹に技術的とはいえないがたい面においても当該の経営になじんでゆくのである（「技術的沈下」、「関係的沈下」）。

こうして、いくつかの種類の生産要素が農業という産業、ならびに個々にいくばくかの特性をもつ農業経営に一定程度以上になじむとき、それらは、他の産業・他の経営では用いられ難い状況にたちいたる。すなわち、ここに、安定的な農業経営の形態が決定される。と同時に、農業経営目標の内容も確定される（固定的沈下態にある生産要素に帰属する生産物部分が収益、「流動的沈下」態にある生産要素に関する支出が費用、といっておこう）。

そして、「沈下」を徴標として、農業経営の諸形態を識別することができる。固定的沈下態にある生産諸要素の組み合わせによって、グローバルに展開する農業経営の諸形態を分類することさえできるのである。

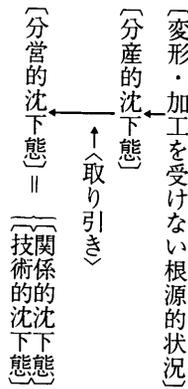
(iii) 生産要素自体のありように即した右の説明には、「取り引き」という局面が明示的でない。というよりも、大槻氏自身において、社会学的意味での取り引きないし交換に、こだわりがみられない。取り引きないし交換の当事者、制度・手続きについては、必ずしも関心が払われないのである。

しかしながら、右の議論には、レヴィイストロースの論理をほうふつさせるふしさえある。「取り引きの結果として安定的な構造ができあがる」、「構造の存在を通して合理的「知性」（目標・比喩的表現）の存在が類推される」という論理構制が感じとれるかぎりにおいて。

とはいっても、大槻氏において、構造主義の方法が意識的にとられていようはずはない（経営経済的な費用・収益関係を明確にしようとする同氏の意図にてらして。いわゆる構造主義が台頭する時期にてらして）。それどころか、偶然にも帯びることになった構造主義の気配は、あたかも構造主義自体がしばしば論難されるどころ（一元的知性主義、客観主義的決定論）と同種の論理が優越するなかで、かき消されてゆく。大槻

氏自身、他方で、一元的な知性観ともいべき経済学の観点から「沈下」を定義していたし、客観的に農業経営形態を把握することをめざしていた。この側面が氏自身においてもまさっていたし、のちに菊地泰次氏、頼平氏によってリファインされていったのである¹²⁾。

ともあれ、メタ・メソッドの観点からすれば構造主義の方法にもなぞらえられる論理構造（ごく限られた局面についてはあるが）のうちに、いくつかの問題点が潜んでいることは、確かなようである。ちなみに、金沢夏樹氏、吉田忠氏らによって展開された「所有」の位置づけをめぐる批判は、多様な「沈下」概念をいかに整理するか、陽表的ではない「取り引き」をいかに具体的・歴史的なものとしてあぶり出すか、という問題指摘であった¹³⁾。〈性〉の導入をめぐるわれわれの議論においても、関心はこのあたりに集中する。大槻氏の議論の抽象性を指摘しつつ、今後の調査研究に対して示唆されることをいくつか挙げておこう。



と整理してみよう。このとき、〈性〉とのかかわりにおいて、つぎのような疑問が浮かびあがる。

- ① 「根源的状况」においても、〈男・女〉の差異は認められるのか。
- ② 労働力（男・女）が農業経営に「搬入」（取り引き）される経緯と

様相は、どのようなものか。

③ 搬入された経営内で形成ないし醸成される「関係的沈下態」、「技術的沈下態」とは、どのような状況をさすのか。

こうした諸点について、大槻氏の議論は実にあいまいなのであるが、ここでは、以下のように可能性を読みとっておこう。

- ① について・農業経営学において、いわゆる性差をどのように問い答えるか、という問題である。「京大式簿記」で「女子労働力」男子労働力の一定割合」と能力換算されるあたりにも、ひとつの性差観があらわれているようだが、必ずしも単純にわりきれられる問題ではない¹⁴⁾。
- ②、③の問題と、不可分だからである。
- ② について・③の「関係的沈下態」とともに、「沈下」概念を具体的に把握しなすことが求められる。その意味で、吉田氏による問題提起と軌を一にする。

その場合、性急に「所有」という経済学的カテゴリーに問題を絞りこむだけでは、不十分である。むしろ、I・イリイチにも通じるような社会的・文化史的視野があつてよいのではないか。あるいは、継続する日常のなかで構造化される文化や身体、そのもとの利害判断という事実を重視しながら構造主義を克服しようとする、P・ブルデュの視座なども有効であろうか。

「ジェンダー」と「セックス」をめぐるイリイチの議論についていえば、〈男性〉、〈女性〉というカテゴリーと両者のむすびつきである〈家族〉が形成され変質してゆく過程が、歴史的な視野のなかで虚心に問われている。その過程で、たとえば道具の意味、農業経営・消費生活の分業・協業態勢、共同体の意義などが、克明に描かれようとしている。今日のように社会的にも文化的にもダイナミックな状況変動

下で、婦人労働力が農家・農業経営ととりむすぶ関係を見きわめようとする場合、捨てがたい方法的魅力が感じられる。
 ③について…ここで気がかりなのは「技術的沈下態」についてであるが、問題の一面はすでに②にふくまれている（「技術的沈下」と「関係的沈下」を戴然と区別することが、困難なため）。ただし、「技術的沈下態」を狭く理解するならば、これがいわゆる「熟練」に関連するであろうことは、想像に難くない。特定の場ないし機会のもとで、当該農業経営のパフォーマンスを高める性能を（女性）が身につけてゆく過程に関する問題だからである。

註

- (1) 本章では「婦人」、「女性」という類似の用語を併用するが、現実的な問題に関する文脈では前者を、理論的な問題に関する文脈では後者をといたかたちで、使い分けている。
- (2) 大槻正男「耕耘行程機械化の問題——岡山県児島郡興除村の事例に観て——」(同『国家生活と農業』、岩波書店、一九三九年)における農家婦人への顧慮などは、むしろ稀有な例であろう。
- (3) 「ジェンダー」、「セックス(セクシズム)」、「中性化」などの表現は、I・イリイチにならっている。
- (4) 菅原真理子『新・家族の時代』(中央公論社、一九八七年)を、挙げておこう。
- (5) 上野千鶴子『女は世界を救えるか』(勁草書房、一九八六年)、青木やよひ『フェミニズムとエコロジー』(新評論、一九八六年)を、挙げておく。
- (6) 前掲青木『フェミニズムとエコロジー』に、端的である。
- (7) 前掲上野『女は世界を救えるか』、江原由美子『女性解放という思想』(勁草書房、一九八五年)などに、端的である。
- (8) 主に参照した大槻氏の論文は、「農生産要素の沈下固定性と農産物価格統制の必要」(『農業経済研究』第八巻第三号、一九三三年)、「農業に於ける純収益及び所得の両概念——金沢夏樹君へのお答え——」(『農業と経済』第一五巻第九号、一九四九年)である。
- (9) 「沈下」(sink) という用語(概念)は、A・マーシャルがはじめて用い、福田徳三氏らによって草創期のわが国の経済学にもちこまれたようである。
- (10) C・レヴィイストロース『構造人類学』(生松敬三・川田順造他訳、みすず書房、一九七二年)。「取り引きを導く無意識の知性ないし社会集団の構造」というレヴィイストロースの趣旨の、パロデーイ表現である。
- (11) 前掲上野『女は世界を救えるか』、P・ブルデュ『実践感覚』(今村仁司・港道隆訳、みすず書房、一九八八年)などにみられる批判である。
- (12) 菊地泰次『農業経営学における経営体の認識と計測について』(大槻正男博士還暦記念出版『農業経営経済学の研究』、養賢堂、一九五八年)、頼平『農家経済経営論』(明文書房、一九七二年)、同『大槻正男著作集第一巻「解説」』(楽遊書房、一九七七年)などに、明快である。
- (13) 金沢夏樹『農業に於ける「純収益」及び「所得」の概念に就て——大槻教授への質問の形として——』(『農業と経済』第一五巻第一号、一九四九年)、吉田忠「いわゆる生産要素源体の「沈下固定」概念について」(神崎博愛京大教授定年退官記念出版『日本農業の新展開』、富民協会、一九七二年)。
- (14) 大槻正男・桑原正信・菊地泰次『農業簿記精説』(富民協会、一九七五年)
- (15) I・イリイチ『ジェンダー』(玉野井芳郎訳、岩波書店、一九八四年)、前掲P・ブルデュ『実践感覚』、同『構造と実践』(石崎晴己訳、新評論、一九八八年)。

三 婦人が担う農業・農業経営展開の可能性と困難性

—— 婦人農業就業者の動向と就業形態の変化を中心に ——

(一) 高度経済成長以降の農業労働の変化と婦人の位置

農業生産の担い手が大幅に減少したこと、そしてそこにおける婦人の役割の増大がいわれたのは、高度成長期においてであった。しかし、その後の農業における婦人の状況については二つの見方がある。一つは「農業就業者の女性化は止まり、男性化が始まった」とする見方である。これによると、高度成長期には「男は農外に就業し、女が農業を支えた」が、農業就業者の高齢化が進むにしたがいこの関係は逆転した。男の場合は七〇才になって農業からリタイアするが、女の場合は六〇才代後半に農業からリタイアしている。このため農業就業者の高齢化の進行は「女の離農をより早期にうながす」ことになったからだ、というのである。¹⁾

もう一つの見方は、統計上女性化はストップしたようにみえるが、農業専従者のなかでの増大傾向は依然として続いているとするものである。これによると、農業における技術革新が農業労働のあり方を大きく変え、それが「従来は男子基幹労働力が担っていた労働分野に婦人が登場しうる可能性を拡大し」、いわば「本格的な主婦農業が成立する前提条件」を作った。そして農業労働の女性化率の低下とは、第二種兼業農家を主体とした「主婦の農業離れを反映したもの」なのであり、「専門ないし専門的農家においては逆に主婦の労働力化が一層強まっている」とするのである。²⁾

このような二つの見方がある以上、高度成長期以降における農業と婦人労働との関係をまず確認しておくことが必要となる。そこで最初に

「農業センサス」を用い、「農業を主とする」世帯員である「農業就業人口」と、そのなかの「仕事を主とする」世帯員である「基幹的農業従事者」の推移をみておくことにしたい。

さて、表三一は、一九六五年から八五年にかけての男女別の農業就業人口とそれぞれの割合を示したものである。この表によると、婦人の割合は七五年までは徐々に増大し七五年で六二・四%とピークをつくり、その後また徐々に割合を低下させ八五年では六一・一%になっている。したがって、農業労働力における婦人の比率は、七五年までは進んだが八〇年以降は後退しつつあるということになる。しかし、農業就業人口とはその定義からわかるように、農業労働への関わり方がさまざまな人達を含んでいる。そこで、自家農業に従事した日数別に、その推移をもう少しくわしくみてみよう。

表三一―二は自家農業への従事日数を九九日以下、一〇〇―一四九日、一五〇日以上に三つに分け、おのおのにつき一九六五年以降の動きを一〇年きざみでみたものである。これに七〇年と八〇年の数値を補足してみたいと農業就業人口の動きはそれぞれの類型別に異なり、前にみた動きよりは少し複雑なものとなる。まず九九日以下でもっとも婦人の割合が高かったのは六五年であり、その後は七五年に若干割合を高めていくものの、以後低下傾向を示している（ただし七五年では実人数が最大になっている）。一〇〇―一四九日まででは七〇年がもっとも高く、その後はやはり低下している。一五〇日以上になるとこの傾向はより明確になる。婦人の割合がもっとも高かったのは六五年で、その後は一貫して割合を低下させている。なお、基幹的農業従事者の推移は、この一五〇日以上の農業就業人口の動きと類似したものとなっている（表三一―三）。

表3-1 年齢別農業就業人口の推移

単位：1,000人、()内は%

年	男女	計	16~29才	30~59才	60才以上
1965	男	4,565 (39.7)	748 (38.7)	2,528 (35.9)	1,290 (51.0)
	女	6,949 (60.4)	1,186 (61.3)	4,521 (64.1)	1,242 (49.1)
	計	11,514 (100)	1,934 (100)	7,049 (100)	2,532 (100)
1975	男	2,975 (37.6)	446 (43.7)	1,389 (31.7)	1,140 (45.6)
	女	4,932 (62.4)	575 (56.3)	3,000 (68.4)	1,359 (54.4)
	計	7,907 (100)	1,021 (100)	4,389 (100)	2,499 (100)
1985	男	2,478 (38.9)	204 (46.2)	1,022 (32.4)	1,252 (45.3)
	女	3,885 (61.1)	238 (53.9)	2,131 (67.6)	1,515 (54.8)
	計	6,363 (100)	442 (100)	3,153 (100)	2,767 (100)

註) 統計資料は全国値である。以下の図、表についても同じ。

表3-2 自家農業従事日数別農業就業人口

単位：1,000人、()内は%

年	男女	計	99日以下	100~149	150日以上
1965	男	4,565 (39.7)	540 (25.6)	597 (30.9)	3,428 (46.1)
	女	6,921 (60.3)	1,569 (74.4)	1,338 (69.2)	4,014 (53.9)
	計	11,486 (100)	2,109 (100)	1,935 (100)	8,442 (100)
1975	男	2,975 (37.6)	814 (26.2)	351 (34.0)	1,810 (48.0)
	女	4,932 (62.4)	2,288 (73.8)	681 (66.0)	1,963 (52.0)
	計	7,907 (100)	3,102 (100)	1,032 (100)	3,773 (100)
1985	男	2,478 (38.9)	769 (27.2)	292 (38.6)	1,418 (51.0)
	女	3,885 (61.1)	2,054 (72.8)	465 (61.4)	1,365 (49.1)
	計	6,363 (100)	2,823 (100)	757 (100)	2,783 (100)

表3-3 基幹的農業従事者の推移

単位：1,000人、()内は%

年	計	男	女
1965	8,941 (100)	4,191 (46.9)	4,750 (53.1)
1975	4,889 (100)	2,298 (47.0)	2,591 (53.0)
1985	3,696 (100)	1,870 (50.6)	1,826 (49.4)

このように、自家農業への従事日数別にみても、婦人の割合の増加がみられたのは、実は従事日数が一四九日以下の層においてであり、農業労働力のもっとも中心となる一五〇日以上の層では婦人化の動きはこれまででなかったことがわかる。つまり農業就業人口において七五年までとはいえず、婦人化の動きがみられたのは農業従事日数一四九日以下、特に九〇日以下においてであった、ということになる。

さて、以上のような農業就業人口、基幹的農業従事者の推移をふまえ、前にふれた婦人の農業就業に関する二つの見方を検討していくことにしよう。

まず、農業労働力において女性化はとまったとする見方からみてみよ

う。この見方では「国勢調査」の農業就業者を主に使用し、そこでの男女比率が逆転したことを根拠に議論を展開している。この比率の逆転自体は農業就業者のみにあらわれた現象ではなく、「農業センサス」においても「国勢調査」の農業就業者に対応する「基幹的農業従事者」で同様な動きがみられている。しかし、これに関して指摘しておきたい第一の点は、農業従事者や基幹的農業従事者で男女比が逆転した最大の要因は高齢者のリタイア期の問題ではなく、三〇~五九才における婦人が大きく減少し男性の数に近づいたことにある、という点である。そして第二は、それゆえ農業での婦人化という場合は、六〇才以上の動向(それは一括して高齢化としてとらえた方が適当であろう)よりもむしろ、就

業年齢層である五九才以下を主として対象にすべきことである。その場合、この年代では依然として婦人の比率は高く、女性化の程度は低下してもそれが終わったとはいえないことになる。

では、第二の見方、すなわち農業労働の女性化率の低下は第二種兼業農家を主体としたものであり、農業専従者のなかでは依然として増大している、とする見方はどうであろうか。この見方が根拠としてあげている、技術の変化が婦人を登場させる可能性を拡大した、という側面は確かにみられることである。しかし、それはあくまでも前提条件であり、そのみで婦人の農業への関わり方が強まるとはいえない。事実、前に示したように、基幹的農業従事者のなかでの婦人の比率は一貫して低下しているのである。

さて以上のようにみえてくると、基幹的な農業労働力のなかにおいて婦人の比率は低下傾向にあるが就業年齢層のなかでは依然としてその比率は高く、労働力構成の男女比だけからはただちに女性化はとまった（男性化へ向うようになった）とはいえそうもない。また婦人の基幹的農業従事者が減少傾向にあることから、女性化は今後継続あるいは拡大していくとすることもできない。婦人の農業就業の動向を把握するには、別の視点が必要とされるように思われる。

(二) 婦人農業就業における就業形態について

農業就業人口については、前にふれた見方に代表されるように、これまで女性化やその急激な減少という点にもつばら関心が向けられてきたようにみえる。⁽³⁾ 減少の幅が大きかったために、そこにおける婦人農業就業者の就業形態の変化という面については十分論じられてこなかったのである。しかし、最近ようやくこの農業就業人口の変動の幅が縮小し、

就業形態にも安定性が一定程度みられるようになってきた。そしてそのことにより、婦人農業就業者を論じるさいも、農業就業とのかかわりがある程度固定したものとしてみられるようになってきた。以下では、このような下においてみられるようになった就業形態の特徴を中心に、婦人農業就業者の検討をすすめていくことにしたい。

なお、そのさい「農業センサス」と「農家就業動向調査報告書」を使い、ここでも前にふれた「農業を主とする」農家世帯員である農業就業人口と、そのなかの「仕事を主とする」世帯員である基幹的農業従事者の動きを中心にみていくことにする。それによって、基幹的農業従事者だけでなく、現在は仕事を主としていなくても将来農業就業日数を増やし、基幹的な農業従事者になる人達も検討の対象に含みうるからである。

ところで、婦人の農業就業が安定した下においてみられる特徴的な形態をとらえていこうとした場合、手がかりとなるのは年齢別にみられる変化である。婦人農業就業者について、「農業センサス」から同一年代の一〇年間にわたる増減をみると、現在の三〇才代においてその数が増加に転じていることが見出せる。表三―四は、一九六五年、七五年、八五年の各年「農業センサス」をもとに一〇才さみでコーホート分析を行った結果を示したものである。ここからわかるように、他の年代はいずれも減少を示しているが、三〇―三九才は一〇年前、つまりその人達が二〇才代であった頃の農業就業人口に対し八%の増加を示している。このような増加は、定年退職者による農業就業者を含む六〇才以上を除くと、八五年のこの年代の婦人のみにみられる動きである。

ただし、農業就業人口が増加したからといって、それがただちに農業生産を担う婦人も増加に転じたというわけにはいかない。そのなかには、「家事・育児」を中心とする人達も含まれているからである。そこで、

表3-4 同一年代における婦人農業就業人口の推移
単位：1,000人

年	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才
1965	—	984	1,670	1,512
1975	427	737	1,141	1,122
1985	462	582	1,086	977

註) 表頭の年齢は1985年時。

表3-5 同一年代における婦人基幹的農業従事者数の推移
単位：1,000人

年	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才
1975	174	467	828	672
1985	213	386	636	418

註) 表頭の年代は1985年時。

農業との関わりをみるために、婦人農業就業人口のなかの「仕事を主とする」人数(基幹的農業従事者数)を表三―五によりみてみることにする。

この表は七五年と八五年の一〇年間の推移をみたものであるが、この基幹的農業従事者は表に示されているように、農業就業人口と同様に三〇―三九才において二二%増加している。またそこでは、農業就業人口のなかに占める基幹的農業従事者の割合も、七五年の四〇・七%から四六・〇%へと上昇している。つまり、婦人の三〇才代は一〇年間に農業生産に従事する割合を明らかに強めるようになったことが、ここからうかがえるのである。このように現在の三〇才代はそれ以上の年代とは農業就業の型が異なっているとすると、婦人農業就業者の就業形態についても、今後は三〇才代を一つの分岐層としてみていくことが必要になる

と思われる。そこで次に三〇才代を軸に、婦人の農業就業とのかかり方にみられる新たな側面を検討していくことにしたい。

(三) 婦人農業就業人口の増減要因とライフスタイル

三〇才代の婦人農業就業人口を増加に転じさせた要因をみていくには、一つは夫である同年代の男性の動きをみていくことが必要となる。家として農業を行うかたちが依然として主流をなしている以上、婦人の就業形態は夫の就業形態と対になっている部分が少なくないからである。また二つは、婦人においては出産・育児が就業に与える影響が大きいことから、農家婦人のライフスタイルをみていくことが必要となる。前に指摘した三〇才代の婦人の農業への就業が強まっていることは、ライフスタイルの変化とも関連していると思われることから、この要因も見落とすことはできない。そこで以下、この二つの点から三〇才代の農家婦人の動きを中心に検討していくことにしよう。

まず、夫の世代の就業動向についてであるが、ここで三〇才代にみられる特徴は、基幹的農業従事者は増加しているのに対し、農業就業人口は減少していることである。表三―六は、三〇才代から六〇才代までの男性基幹的農業従事者数について七五年と八五年を対象にコーホート分析した結果である。これによると、男性についても三〇―三九才についてのみわずかではあるが基幹的農業従事者数が増加し、八五年は対七五年比で一〇〇・八%になっていることがわかる。この増加はそれ自体注目に値するものと思われるが、婦人の動きと関わらせてみてみると次の二つの点が注目される。一つは、三〇才代の婦人の夫はやはり三〇才代が多いであろうということをおまえてみると、三〇才代は夫婦ともに基幹的農業従事者が増加に転じたこととらえられることである。

表3-6 同一年代における男子基幹的農業従事者数の推移
単位：1,000人

年	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才
1975	196	274	553	517
1985	197	245	526	528

註) 表頭の年代は1985年時。

なおこれに関連するが、三〇才代の婦人の場合は、農業就業人口と基幹的農業従事者数ともに増加していたが、同年代の男性の場合は農業就業人口は減少、基幹的農業従事者は増加という動きを示していた。これは男性の場合、農業就業人口のなかに占める基幹的農業従事者の比率が七五年では八〇・六％であったのに対し、八五年では九五・七％と大幅に上昇したことによる。婦人の場合この比率は一〇年間で五％余の上昇にとどまっていたのであり、この差が両者の違いを生じさせたのである。

二つめは、三〇才代の基幹的農業従事者は八五年で男性で一九万七千人（四八・二％）、婦人で二万三千人（五一・八％）でありほぼ対応したものとなっている点である。この年代の婦人の農業就業人口の増加分（三万五千人）はほぼ基幹的農業従事者数の増加分（三万八千人）とみあったものとなっている。この動きを通じて、三〇才代での基幹的農

業従事者は、夫婦ともそろってどうかたが一般化するようになった。つまり、この年代では婦人のみが農業専従者という形態は少なくなっていることがここから推測されるのである。逆にいえば、婦人の基幹的農業従事者が増加したということは、夫が農業専従という形態をとる場合がこの年代で増加し、それに伴って生じたものと考えられるのである。

なお、このように男女間の基幹的農業従事者数がほぼ等しくなっているということは、三〇才代でも一九八〇年まではみられなかったことである。八〇年で三〇才代のこの比率をみると、男三七・〇％に対し女六三・〇％であったのである。また、このような男女間の基幹的農業従事者数の比率は八五年の四〇才代では逆に拡大しており、八〇年では四〇・〇％と六〇・〇％であったのが八五年では三八・八％と六一・二％になっている。このことは、基幹的農業従事者においても三〇才代で転換がみられはじめていることを示す。つまり、四〇才代以上では夫が他産業勤務、妻が農業専従という形態がみられていたのに対し、そのような形態は三〇才代以下では少なくなると考えられるのである。

ちなみに、農業専従者が誰であるかによって農業経営を分類した表三―七（農業専従者の性格により農家を四つに分類し、それぞれの農家数の推移を一九七〇年以降についてみたもの）によると、農業専従者が女子のみという形態は七〇年から八五年にかけて全体の一五・六％から八・五％へとほぼ半減している。この減少のスピードは、専従者が女子のみ以外である経営形態の変化よりも大きい。このことを前に指摘したことと合わせてみると、専従者女子のみというかたは今後少数になる可能性が強いことを示すといえるであろう。

さて、以上のような現象があらわれはじめているとすると、それは今後、婦人のライフスタイル全般にも影響を与えていくと考えられる。し

「婦人が担う農業」の意味と展望

表3-7 農業専従者保有状態別農家数の推移

単位：1,000戸

年	総農家数	農業専従者なし	農業専従者女子のみ	男子農業専従者1人	男子農業専従者2人以上
1970	5,402	2,776	845	1,855	427
1975	4,953	2,725	615	1,362	250
1980	4,661	2,831	447	1,166	217
1985	4,376	2,726	371	1,085	194

表3-8 経路別婦人農業就業人口の増減

(%)

増減経路	増加経路			減少経路		
	縁事転入	勤務が主から	家事・通学等から	農家の減少による	勤務が主となって	家事・通学等となって
比率	11.8	50.0	27.5	10.9	13.0	60.2

註) 1986年の増減結果である。以下表3-12まで同じ。

表3-9 増加経路別にみた婦人農業就業人口

(%)

年齢	計	縁事転入	勤務が主から	家事・通学等から
15~19才	2.0	3.0		4.8
20~24才	8.2	54.6	1.3	2.4
25~29才	9.8	33.3	2.6	10.7
30~34才	7.8	6.1	4.6	14.3
35~39才	8.2	3.0	5.2	15.5
40~49才	13.7	3.0	16.3	13.1
50~59才	31.7	3.0	47.7	16.7
60~64才	10.8		15.0	9.5
65才以上	7.8		7.2	13.1
計	100	100	100	100

表3-10 年代別にみた婦人農業就業人口の増加経路

(%)

年齢	計	縁事転入	勤務が主から	家事・通学等から	その他
15~19才	100	16.7		66.7	16.6
20~24才	100	72.0	8.0	8.0	12.0
25~29才	100	36.7	13.3	30.0	20.0
30~34才	100	8.3	29.2	50.0	12.5
35~39才	100	4.0	32.0	52.0	12.0
40~49才	100	2.4	59.5	26.2	11.9
50~59才	100	1.0	75.3	14.4	9.3
60~64才	100		69.7	24.2	6.1
65才以上	100		45.8	45.8	8.4

かし、それがどのようなものであるかをここで検討するのは早急にすぎ
 るであろう。ここでは、現在みられている現象を整理するにとどめる。⁵⁾
 なおその際、一九八六年の「農業就業動向調査報告書」を使い、農業を
 主とする婦人数が年齢によりどのような要因で変化しているのかの検討
 を通して、みていくことにしたい。
 まず表三十八は、八六年について農業が主である婦人の増減を取り出
 し、おのおのを経路別にみたものである。まず、増加の面でもっとも大

さいのは「勤務が主から」であり全体の五〇%を占めていた。次いで
 「家事・通学等から」の二七・五%、「縁事による転入」の一・八%で
 あり、この三つの合計は八九・三%になっている。また減少について、
 もっとも大きかったのは「家事・通学等となって」で六〇・二%、次
 では「勤務が主となって」の一三・〇%、そして「農家の減少による」
 が一〇・九%であり、この三つで全体の八四・一%を占めていた。そし
 てこのような増減の結果、八六年では差し引き四万四千八百人の減少に
 なっていた。

このような増減をもう少し詳しくみるために、一〇才きざみで年代
 別に区分したのが表三十九、表三十一〇である。表三十九は増加経路別
 に各年代の割合をみたものであるが、これによると、「勤務が主から」

表3-11 減少経路別にみた婦人農業就業人口

年齢	計	縁事転出	勤務が主 となって	家事・通学 等となって
15～19才	0.4		2.0	0.4
20～24才	1.2	16.7	2.0	0.4
25～29才	2.8	41.7	2.1	2.0
30～34才	2.7	16.7	6.1	1.8
35～39才	4.9	16.7	22.5	1.5
40～49才	10.0	8.3	38.8	4.6
50～59才	18.7		22.5	17.6
60～64才	15.3		4.1	17.8
65才以上	44.0		1.0	53.7
計	100	100	100	100

では五〇～五九才が四七・七%と約半数を占め、次いで四〇～四九才が一六・三%、六〇～六四才が一五・〇%であった。また「家事・通学等から」では三〇～五九才までの各年代がそれぞれ一五%前後を占めており、「縁事転入」では二〇～二四才、二五～二九才が五四・六%、三三・三%と大部分を占めていた。

また表三―一〇は、各年代別にそれぞれの増加経路の割合をみたものである。これによると二〇～二九才では「縁事転入」が七二・〇%、三六・七%と各年代のなかでもっとも多く、二五～四九才にかけての四つの年代では「家事等から」が三〇・〇%、五〇・〇%、五二・〇%、二六・二%と多くなっている。また四〇～六四才までの三つの年代では、「勤務が主から」が五九・五%、七五・三%、六九・七%とそれぞれ大

表3-12 年代別にみた婦人農業就業人口の減少経路

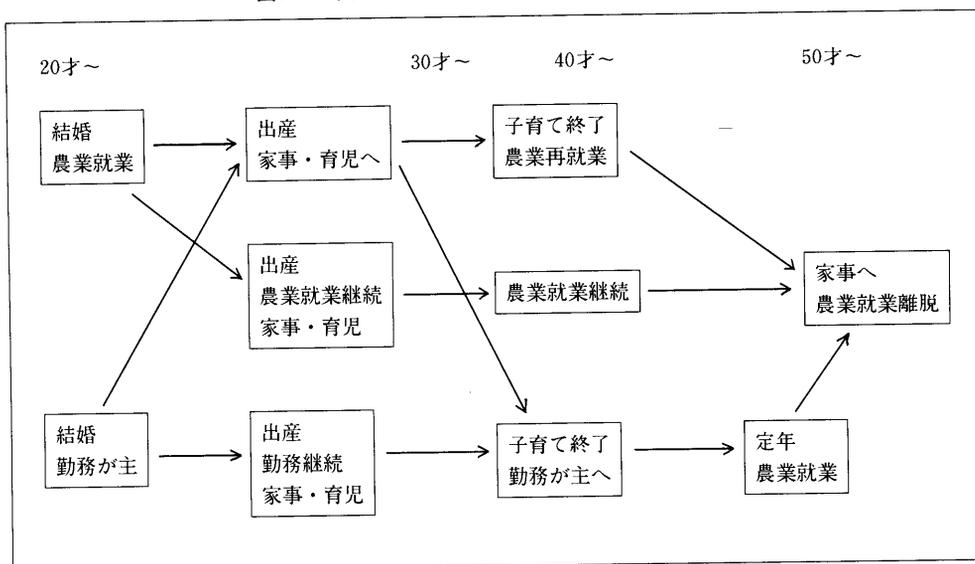
年齢	計	縁事転出	勤務が主 となって	家事・通学 等となって	その他
15～19才	100		66.7 ⁽¹⁾	66.7 ⁽¹⁾	
20～24才	100	22.2	22.2	22.2	33.3
25～29才	100	23.8	19.1	42.9	14.2
30～34才	100	10.0	30.0	40.0	20.0
35～39才	100	5.4	59.5	18.9	16.2
40～49才	100	1.3	30.7	28.0	40.0
50～59才	100		15.6	56.7	27.7
60～64才	100		3.5	70.4	26.1
65才以上	100		0.3	73.5	26.2

註) (1)はラウンドの関係。

部分を占めている。このように年代別にみると、それぞれの年代で、農業を主とする人が増加する形態は明確な特徴を示していることがわかる。つまり、農業を主とする婦人が増加する経路は、二〇～二九才が「縁事・転入」により、二五～四四才では「家事等から」、そして四五～六四才では「勤務が主から」によっていると、類型分けできるのである。

以上は増加形態についてであったが、次に減少形態についてみてみよう。表三―一一は減少経路別に各年代の割合をみたものである。これによると、「家事・通学等となって」では六五才以上が五三・七%と半数以上を占め、五〇～六四才の各層がそれぞれ一七・六%、一七・八%となっていた。次いで「勤務が主となって」では、四〇～四九才が三八・

図3-1 年代別にみた農家婦人のライフサイクル



八%ともっとも多く、三五〜三九才、四〇〜四九才が各二・五%、となっている。

また表三―一二は年代別に減少形態の割合をみたものであるが、ここでも年代別に特徴ある類型がみられる。二〇〜二九才では「縁事転出」が二二・二%、二三・八%と多く、二五〜三四才では「家事等」となつて」が四二・九%、四〇・〇%とそれぞれ半数近くを占めている。また三〇〜四九才の各年代では「勤務が主となつて」が三〇・〇%、五九・五%、五〇・七%と半数以上を占めるようになり、五〇才以上では「家事等となつて」が多くなつて各五六・七%、七〇・四%、七三・五%と大部分を占めている。以上のことから、農業を主とする婦人が減少する形態は、二〇〜二九才では「縁事転出」が、二五〜三五才では「家事等となつて」が多く、三五〜四九才では「勤務が主となつて」が、そして五〇〜六四才と六五才以上では「家事等となつて」が多くなるというように類型分けをすることができる。

以上のことから、農業を主とする婦人の就業形態と年齢の関係については、図三―一のようにまとめることができるであろう。そして流れとしては三〇才代を境に、結婚・農業就業→農業離脱・出産、家事・育児へ→子育て終了・農業再就業→農業就業離脱・家事へ、という形態をとっているとみることができ。

このようにみてくると、前にのべた二〇才代から三〇才代に移るにつれて農業人口、基幹的農業従事者ともに増加し、しかも後者は男の動きと平行になりつつあるという現象は、今後さらにライフスタイルを多様化させ農業就業形態にも変化を与えていくものと思われる。

註

- (1) 大内雅利「現代の農家——専業農家の家族構造の変化——」(『日本の農業』第一六五集、農政調査委員会、一九八八年)、一三三—一三五頁。
- (2) 栗田明良「農家婦人労働の役割と今後の方向」(『農林統計調査』一九八〇年四月号)、八—九頁。
- (3) 中安氏は、就業動態の移動についての分析を行っている。中安定子「第二次大戦後農業の動態と八〇年センサス」(磯部俊彦・窪谷順次編著『日本農業の構造分析』農林統計協会、一九八二年、所収)を参照。
- (4) 中安氏は八〇年センサス分析で、二九才以下でのこのような増加について一部ふれている。前掲中安「第二次大戦後農業の動態と八〇年センサス」、一七頁。
- (5) 西山泰男「地域農業の展開と主婦農業」(『日本の農業』第一四六集、農政調査委員会、一九八三年) 第二部「コメント」でも、この問題は議論されている。
- (6) なお、このような、女性と農業生産との関係について、光岡浩二氏が結婚問題と関連させて興味ある分析を行っている。光岡氏は愛知県内農家のアンケート調査にもとづき、農家の若年の主婦は中高年の主婦と比較して、(一)農業従事に不満の意を表明するものが高率、(二)農業を心底愛するものはさわめて低率、(三)仮に他へかわりうるとすれば「非農家」を希望するものが高率、(四)息子には「農業をつがせたくない」と考えるものがかなり高率、(五)娘の結婚先として「専業農家」を希望するものは至極低率、という結果を示している。また、同じアンケート結果から、「農業を全くやらないか、せいぜい手伝う程度なら農業後継者と結婚してもよい」とする若い女性が比較的高い率で存在する点、そしてまた、農業に「生き甲斐を感じている」人の率も三〇才を過ぎると高率化するという点も合わせて指摘している。そして、このような結果から農家の結婚問題解消のためには、女性を「農業労働から解放することが絶対的必要」であるとするとする。そして、そのためには「少なくとも一人は年雇の導入が必要」になるとしている。光岡浩二「農家における婦人の労働と地位」(『名城商学』三〇巻二号—三—

巻二号、一九八〇年—八一年 参照。

四 農家婦人と組織化

(一) 農家婦人の組織と農協婦人部

農家の婦人を組織化した代表的なものとして、農協婦人部と、生活改善グループの二つをあげることができる。前者は、農協青年部とともに文字通り農協の協力組織として位置づけられる。後者は、行政の「協同農業普及事業」において、生活技術を通じて自主的な農民が育つことを目的に、集団思考の場として育成されたものである。

とりわけ、農協婦人部は、一九八七年五月現在で、三六一七組織、部員数二五二万一七三三人と、日本で一番大きい農家婦人組織である。農協によっては非農家の主婦でも婦人部への加入を認めている場合もあるものの、農家婦人の組織化問題を考える場合、まず農協と農家婦人の関係を検討する必要がある。

このため、本章においては、次の三点を検討課題とする。

第一に、系統農協における農家婦人の位置づけを検討する。これは、農協と農家婦人とをむすびつける視座に関する検討でもある。

第二に、農協婦人部への被組織化に対する農家婦人の意識を、アンケート調査結果にもとづいて検討する。

第三には、それらの検討結果をふまえて、農家婦人の組織化の今日的な意義と課題について検討する。

(二) 「農協と婦人」に関する諸見解

(i) 系統農協における婦人の位置づけ

一九八八年二月に開催された、第一八回全国農業協同組合大会の議案『二一世紀を展望する農協の基本戦略』（以下、『基本戦略』と略記する）にもとづいて、現時点において、農業協同組合が、婦人をどのように位置づけているかについて検討する。

まず、農業生産活動面においては、農業構造の再編と低コスト対策として、「農業集落の過半で地域営農集団を組織化」することを提示している。その地域営農集団において、婦人は、「担い手農業者、高齢者・婦人等、地域を構成する労働力の状況に応じた作業分担や利用集積をつうじて、地域全体としてのスケールメリットを追求する」というように、位置づけられている。²⁾

つぎに生活活動面においては、「組合員本位の運営を基本に、組合員・婦人・若者・地域住民にとって身近で開かれた農協づくりにつとめていく。……このため、組合員家族一人ひとりの生活ニーズに総合的に対応しうる生活関連事業機能を整備し、地域の生活総合センターとしての役割を発揮する。なかでも、強まる高齢者関連ニーズへの対応と婦人・若者の多様なニーズへの対応については、重点的に取り組んでいく。」として、若者とともに戦略的ターゲットとして見ていることがわらせている。³⁾ さらに、このような生活総合センター機能を発揮するためには、「農協婦人部の活性化をはかることが必要である」と指摘するとともに、「必要に応じて段階的に生活関連施設の整備をすすめる。この場合組合員・利用者（とくに若者・婦人）の意向も反映させることが必要である。」とする。施設整備の必要性について言及するとともに、その成否の鍵は婦人部を中心とした婦人の結集いかにかかっていることを示しているのである。

運営面においては、「農協の組織・事業・運営を担う組合員の拡大・

活性化をはかり、若い世代や婦人層の意向を積極的に取り入れるとともに地域住民に魅力ある組織活動を行ない、組合員との紐帯を強化し、組合員主体の農協運営をめざす」とし、そのための一つの方策として、「後継者・婦人の正組合員加入と農協運営への参画を促進し運動主体の幅を広げ、新たな世代や婦人の意向が反映できる若く活力ある組合員組織とする」ことをあげている。⁵⁾ すなわち、後継者とともに組合員・運営参加という、いわゆる一戸複数組合員化が提起されているのである。

以上見てきたことから言えることは、次の四点である。

第一に、農業生産活動において、婦人の位置づけが必ずしも高くないことである。

第二に、生活活動において、婦人が「顧客」視されていることである。第三には、一戸複数組合員化の動きの中で、婦人の運営参加の必要性が農協サイドから求められていることである。

第四は、各面において常に他の層とセットで検討されており、婦人独自で検討されていることが極めて少ないことである。

(ii) 「農協と農家婦人」に関する最近の論調

さて、一九八七年に全国農業協同組合中央会が行なった、『農協の活動に関する全国一斉調査結果報告』によれば、全国で総代が五二万二六六六人いるなかで、女性は七二九七人と、わずか一・三%である。役員（常勤理事、非常勤理事、監事）にいたっては、八六年の場合、全国で七万六六七八人いるうち女性は四四人と、一%にも満たない数である。⁶⁾

数字で見ると、農協運営の中軸に女性の姿は見られないといえよう。こうした背景のなかで、農協と農家婦人の関係について、理論的な角度からどのような意見が出されているのだろうか。金田明子氏と大木

い子氏の見解にもとづいて、検討することにする。

金田氏は、まず、女性の農協参加の足取りをフォローするなかにおいて、七九年までは、「農協運動において女性たちは、農協の組合員として直接的に参加するのではなく、組合員の家族として、農協とは別機構を持った農協婦人部を通して間接的に、しかも活動面を中心に参加するという経過をたどる」が、八〇年代に入って一部の県において「一戸一組合員制」から、「二戸複数組合員制」へと方針転換するなかで女性の組合参加が提起されるようになってきたという。⁷⁾

その背景として、次の四点を指摘している。

第一には、「農協婦人部の発展」である。すなわち、婦人が農協の各事業を利用していくうちに、婦人部の意向と農協の方針の乖離が大きくなり、女性も直接運営に参加し、意思を反映する必要性が生まれてきたのである。

第二には、「女性の農業の担い手化」である。すなわち、女性が、日本農業の実質的な担い手であり、農協の生産活動における実質的な担い手になっている、という事実である。

第三には、「運営体の空洞化」である。すなわち、兼業化の進展のなかで、出資者と利用者が異なる傾向を強めており、利用者である女性も運営者、出資者としての正式な地位を確保する必要性が出てきたことである。

第四には、「女性たちの社会的目覚め」である。すなわち、社会的活動への参加意欲の高まりである。

とはいうものの、前述した役員、総代問題はもとより、女性の正組員数も、八五年において五七万四三三三人で全正組員数の一〇・四％にすぎない。これは、五三年の値とほとんど変わっておらず、実質的な

農協事業利用者である女性が、組合員になることもすまなければ、役員として運営の中軸で活躍する状況でもないわけである。

しかし、金田氏は、最近の調査結果によりながら、農家婦人の若い世代において組合員化への積極的な意思表示が出てきていることのために、農協への参加が進む可能性を見出だす。そして、このことによつて農協が近代的組織運営にむかつて再スタートを切る可能性を示している。⁸⁾

つぎに、大木氏の見解をみておこう。氏は、「婦人の農協参加問題」というのは、……農協の構成員つまり正組員として農協組織に加入し、管理運営に参加する問題である」と規定したうえで、近年農協への婦人参加問題が出てきた背景としてつぎの四点をあげている。¹⁰⁾

第一に、労働主体、生活主体としての成長にもとづいた農家婦人の自覚と要求の高まり。

第二に、「国連婦人の十年」を中心とした婦人の地位向上運動ならびに世論の昂揚。

第三に、農協自身が、営農と生活を担う婦人の意向や要求を取りあげずには、組織と事業の活性化をもたらすことが不可能な状況に立ち至ったこと。

第四は、農村主婦をも巻き込んだ生協運動の広がりによる農協へのインパクト。

そしてさらに、一戸複数組合員化の動きを検討することによつて、婦人の農協運営参加問題につきのような考察を加えている。

すなわち、「婦人の正組員化は、労働と日々の営農を実質的に担っていることの社会的認知を意味するものであり、婦人の真の農民的自立への一里塚として、その意義ははかり知れなく大きい」と、その意義をいちおう認める。¹¹⁾しかし、その一方で、実際的には、農協側における婦

人の正組合員化の意図は、「永年にわたる農協婦人部の要望を汲みあげ、農家婦人の地位向上を図ろうとする観点からの発想ではなく、農協組織の活性化と事業の伸長の必要から打出された組織方針の一環として位置づけられるものであった」として、その取り組み姿勢を疑問視している。¹²⁾

氏における農協の正組合員資格とは、「労働する主体であると同時に所有主体であり従って経営主体としての性格を兼ね備えること」ができた、まさに「自立的農民」にのみ与えられるものである。¹³⁾ その意味で、系統農協が考えているような「利用者の権利」としての正組合員資格とはまったく次元が異なった、いわば、「自立的農民の権利」としての位置づけがなされているのである。

そして、事実、今日における農村婦人は、農地相統形態などにより、農地などの所有主体とはなかなか得ないものの、労働主体でありかつ半ば経営主体である。つまり、婦人は農民的に自立しつつあり、「地域の農業展開や農村生活の改善の運動に主体的に参画し得る資質は実質的に形成されている」としているのである。¹⁴⁾

金田、大木両氏の見解は、もつと農家婦人を組織化し、婦人、さらには女性の意見が農協運営に反映されるようにすべきであり、そのような客観的な条件はできている、という点で一致している。

(iii) 小括

『基本戦略』は、「男社会としての農協」を前提とし、婦人を利用者として位置づける傾向が強く、「運営参加者としての婦人」を文面にあげてはいるものの、積極的に認知する段階までには至っていない。一方、金田、大木の両氏は「運営参加者としての婦人」の認知が今日の重要課題であることを強調している。その意味で、『基本戦略』を「現状追認・改善方策提案」、金田、大木両氏の見解を、「理念的改革提案」と位

置づけ対比してみることができ。

もちろん、両者の見解は大きな隔たりを見せてはいるが、問題を単に追認していくのではなく、いかにして理念的改革提案の実現に向かつていくのか、という点にある。

ところで、婦人部に向けての基本的ないし最終的な意思決定をするのは、他でもない農家婦人である。しかし、これまで見てきた見解のいずれにおいても、当の農家婦人がこの問題をどのようにみているのかについては、必ずしも十分には詰められていない。現実的にも理論的にも「主体」であるはずの農家婦人が、不在なのである。その意味で視座ないし方法において、若干の課題を残している、といわざるをえない。

(三) 農協への被組織化についての農家婦人の意識

——アンケート調査結果にもとづいて——

では、実際のところ、当の農家婦人は、自分達が農協婦人部員として組織化されることをどのように考えているのであろうか。——視座をよりゆたかにするという意味をもこめて、このような問題を設定してみよう。そして、長野県において行った二農協のアンケート調査結果にもとづいて具体的な検討を行ってみよう。

(i) 調査の概況

農山村地帯にあるT農協におけるアンケート調査は、八四年二月に実施した。調査対象者は、農協婦人部員七四九名であった。回収数六七五名で、回収率は九〇・一％であった。八四年三月時点における正組合員数は二二四戸、准組合員数は四九二戸である。農協はその地域における最も大きい事業体と位置づけられ、いわば「地域独占」状態にある。調査対象の婦人部は、八〇三名の部員で構成されているが、正准組合員

総戸数当たりの組織率は二九・三%と低い。

都市化地帯にあるN農協におけるアンケート調査は、八五年四月に実施した。調査対象者は、正組合員世帯の主婦二〇六二名であった。回収数一七八七名で、回収率は八六・七%であった。八五年四月時点における正組合員数は二〇六二戸、准組合員数は一二八二戸であるが、農協管内における総世帯数に占める農協組合員比率は一二%程度で、正准合わせても農協組合員は地域の少数派となっている。また、農協経営の柱は信用・共済事業であるが、それらにおける他業態との競争関係は極めて激しく、いわば「地域激戦」状態にある。婦人部は、一〇五一名の部員で構成されているが休眠部員も多い。正准組合員総戸数当たりの組織率は、三一・四%と三割を若干上回る程度である。

(ii) 農協婦人部に対する評価

まず、アンケート調査結果にもとづいて農協婦人部がどのような評価を得ているかについてみることにする。

表四―一には、「婦人部は組合員主婦に役立っていると思いますか」という質問に対する回答結果を示している。この表の特徴的な点として、つぎの四点が指摘される。

第一に、T農協においては六五%が一応「役立っている」と評価している点である。

第二に、N農協の婦人部員も五六・七%が「役立っている」と評価しているものの、婦人部員でない主婦（以下、非婦人部員と呼ぶ）においては二五%の評価しかなされていない点である。

第三に、都市化地帯にあるN農協の方が「役立っていない」という否定的な評価を下している人が多いことである。

第四は、N農協非婦人部員の場合、「わからない」と回答した人が三

表4-1 婦人部は組合員主婦にとって役立っていると思うか

単位；人、%

項 目	地 帯 農山村地帯 T農協婦人部	都市化地帯N農協正組合員世帯主婦		
		全 体	婦人部員	非婦人部員
1. 非常に役立っている	44(7.0)	52(4.5)	33(5.2)	17(4.1)
2. ある程度役立っている	366(58.0)	451(39.2)	325(51.5)	87(20.9)
3. あまり役立っていない	99(15.7)	264(22.9)	152(24.1)	83(20.0)
4. まったく役立っていない	8(1.3)	38(3.3)	14(2.2)	20(4.8)
5. 一概にいえない	69(10.9)	129(11.2)	62(9.8)	56(13.5)
6. わからない	45(7.1)	217(18.9)	45(7.1)	153(36.8)
回 答 累 計	631(100.0)	1151(100.0)	631(100.0)	416(100.0)
回 答 者 数	631(100.0)	1151(100.0)	631(100.0)	416(100.0)
無回答・不明	43	636	34	138
集 計 数	674	1787	665	554

六・八%とまったくもつとも多いことである。

つぎに、表四―一には、「あなたは、農協婦人部の運営についてどこに問題点があるとお考えですか」という質問に対する回答結果を示している。この表の特徴的な点として、つぎの三点が指摘される。

「婦人が担う農業」の意味と展望

表4-2 婦人部の運営について、どこに問題点があると考えるか
(2項目を選択)

単位；人、%

項目	地帯 農山村地帯 T農協婦人部	都市化地帯N農協正組員世帯主婦		
		全体	婦人部員	非婦人部員
1. 一部の幹部役員の意向に支配され、一般部員の意志が反映されないこと	82(13.2)	96(10.3)	63(11.4)	24(8.0)
2. 若い主婦の発言権が弱いこと	107(17.2)	106(11.4)	71(12.8)	25(8.3)
3. 農協役職員のいいなりになって、自主性に欠けていること	105(16.9)	175(18.8)	133(24.0)	32(10.6)
4. 地域婦人会の活動との区別があいまいになっていること	131(21.1)	148(15.9)	104(18.8)	31(10.3)
5. 農作業や家事で忙しいのに役員を押しつけられること	229(36.9)	268(28.7)	174(31.4)	68(22.6)
6. その他	19(3.1)	21(2.3)	12(2.2)	7(2.3)
7. 特に問題はない	148(23.8)	245(26.3)	180(32.5)	48(15.9)
8. わからない	80(12.9)	266(28.5)	97(17.5)	150(49.8)
回答累計	901(145.1)	1325(142.0)	834(150.5)	385(127.9)
回答者数	621(100.0)	933(100.0)	554(100.0)	301(100.0)
無回答・不明	53	854	111	253
集計数	674	1787	665	554

第一として、T農協においては、「農作業や家事で忙しいのに役員を押しつけられること」が指摘率第一位であるが、N農協の婦人部員では「特に問題はない」が、非婦人部員では「わからない」が指摘率第一位

表4-3 組員主婦のなかに婦人部への未加入者がいるのは、
どうしてだと考えるか

単位；人、%

項目	地帯 農山村地帯 T農協婦人部	都市化地帯N農協正組員世帯主婦		
		全体	婦人部員	非婦人部員
1. 婦人部の活動内容に魅力がないから	135(25.6)	310(36.4)	184(37.6)	102(34.6)
2. 役員(班長を含む)をやると負担が大きいから	236(44.7)	251(29.5)	154(31.4)	75(25.4)
3. 組合活動の大切さについて意識の欠けている人が多いから	89(16.9)	89(10.5)	63(12.9)	17(5.8)
4. 地域婦人会に加入しているから	25(4.7)	47(5.5)	20(4.1)	23(7.8)
5. 婦人部が積極的に加入をすすめないから	25(4.7)	87(10.2)	45(9.2)	40(13.6)
6. その他	18(3.4)	67(7.9)	24(4.9)	38(12.9)
回答累計	528(100.0)	851(100.0)	490(100.0)	295(100.0)
回答者数	528(100.0)	851(100.0)	490(100.0)	295(100.0)
無回答・不明	146	936	175	295
集計数	674	1787	665	554

第二には、N農協における婦人部員、非婦人部員ともに「農作業や家事で忙しいのに役員を押しつけられること」が指摘率第二位となっている。

表4-4 婦人部の会員が組合員資格を持つことについて、
どう考えるか

単位；人、%

項 目	地 帯 農山村地帯 T農協婦人部	都市化地帯N農協正組合員世帯主婦		
		全 体	婦人部員	非婦人部員
1. 組合員の資格を持つべきだ	62(10.6)	67(6.1)	38(6.3)	25(6.1)
2. 現行の戸一組合員でよい	274(46.7)	540(48.9)	321(53.2)	172(42.0)
3. 希望者は資格をもってよい	154(26.7)	302(27.4)	166(27.5)	111(27.1)
4. その他	2(0.3)	5(0.5)	4(0.7)	1(0.2)
5. わからない	92(15.7)	190(17.2)	74(12.3)	101(24.6)
回答累計	587(100.0)	1104(100.0)	603(100.0)	410(100.0)
回答者数	587(100.0)	1104(100.0)	603(100.0)	410(100.0)
無回答・不明	87	683	62	144
集 計 数	674	1787	665	554

第三には、T農協では「地域婦人会の活動との区別があいまいになっていること」が、N農協婦人部員においては「農協役職員のいいなりになつて、自主性に欠けていること」が、指摘率第三位となっている。つぎに、表四―三には、「組合員主婦のなかに婦人部への未加入の方

表4-5 婦人部の代表を農協役員に選出することについて、
どう考えるか

単位；人、%

項 目	地 帯 農山村地帯 T農協婦人部	都市化地帯N農協正組合員世帯主婦		
		全 体	婦人部員	非婦人部員
1. 必要はない	161(27.1)	315(29.2)	206(34.8)	77(19.5)
2. 婦人役員を出すべきだ	243(40.8)	333(30.9)	185(31.3)	119(30.1)
3. その他	17(2.9)	24(2.2)	11(1.9)	11(2.8)
4. わからない	174(29.2)	405(37.6)	190(32.1)	188(47.6)
回答累計	595(100.0)	1077(100.0)	592(100.0)	395(100.0)
回答者数	595(100.0)	1077(100.0)	592(100.0)	395(100.0)
無回答・不明	79	710	73	159
集 計 数	674	1787	665	554

がいているのはどうしてだとお考えですか」という質問に対する回答結果を示している。この表の特徴的な点として、つぎの二点が指摘される。第一に、T農協においては、「役員（班長を含む）をやると負担が大ききから」を半数近くの人が指摘している。

第二には、N農協においては、「婦人部の活動内容に魅力がないから」が婦人部員、非婦人部員ともに指摘率第一位である。

(iii) 農協運営への参加意欲

つぎに、農協運営への参加意欲がどの程度示されているかについてみることにする。

表四―四には、「あなたは、婦人部の会員が組合員資格を持つことについて、どのようにお考えですか」という質問に対する回答結果を示している。この表の特徴的な点として、つぎの三点が指摘される。

第一には、地帯や婦人部への加入状況をとわず全体を通じて、ほとんど同じ傾向を示している。

第二には、「現行の一戸一組合員でよい」を指摘する人が最も多く、五割前後の指摘率となっている。

第三には、「組合員の資格を持つべきだ」という積極的な姿勢を示す人はT農協において一割、N農協においては一割を切っている。

表四―五には、「あなたは、農協婦人部の代表を農協の役員に選出することに、どのようにお考えですか」という質問に対する回答結果を示している。この表の特徴的な点として、つぎの三点が指摘される。

第一には、T農協では、「婦人役員を出すべきだ」という積極的な指摘をする人が四〇・八%と最も多い。

第二には、N農協の婦人部員では、意見が「必要はない」、「わからない」、「婦人役員を出すべきだ」に、三分分されている。

第三には、N農協の非婦人部員は「わからない」とする人が半数近くを占めているとともに、「必要はない」と消極的な指摘をする人も二割を下回っている。

(iv) 小括

以上のアンケート調査結果より、婦人が農協への被組織化をどのように考えているかについては、つぎの四点に要約される。

① 婦人部員の半数以上は、農協婦人部は「役立っている」と評価している。とくに、農山村地帯の婦人部員の方が都市化地帯の婦人部員より高い評価を下している。これには農協がおかれている「地域独占」状態が少なからず影響したものと考えられる。

② 婦人部の運営で最も問題とされているのは、「農作業や家事で忙しいのに役員を押しつけられること」であった。

③ 婦人部へ加入しない理由として、農山村地帯において「役をやる」と負担が大きいから」が最も多いが、都市化地帯では「婦人部の活動内容に魅力がないから」が最も多くなっている。このことは、都市化地帯においては、選択の幅が相対的にはあるが広く、事業を見る目が「肥えている」ことをうかがわせている。

④ 婦人部員が正組合員資格を持つことには、積極的推進派は六一・一%とわずかであった。また、婦人部からの農協役員選出についても、農山村農協では四〇%ほどが「役員を出すべきだ」としているものの、全体的に意見が分散しており、統一の見解までにはいたっていない。

(四) 農家婦人の組織化の意義と課題

農家の婦人達が、企業や行政が生産し提供する財やサービスとして情報に満足できない限り、協同組織の存在理由は十分にあるといえる。そして、「靴に足を合わせる」のではなく、個人の限界を克服して可能なかぎり「足にあった靴を手に入れる」ための一つの手段として、農協婦人部を組織し、結集し、発展させて行くことは極めて意義深いものといえる。

しかし、都市化地帯の農協におけるアンケート結果にみられるように、婦人部未加入の最大の理由に「活動内容に魅力がない」ことがあげられているのは、この手段があまり有効ではない場合が多いことを示唆している。

また、ある意味で人は決して協同化することを好んではおらず、基本的には一人で自由に行動することを願っているのではないだろうか。そして、事実、協同化には協同化のコスト、とくに、協同化の苦痛が存在するのである。「農作業や家事で忙しいのに役員を押しつけられること」が運営上の問題としてあげられているのは、この辺の事情を物語っている。

このようなことから、組織化によって供給される財・サービス・情報がクリアーしなければならぬパーは決して低いものではない。今日のような豊かな時代において、農村婦人を組織化する場合、「協同化のメリットが協同化のコスト（苦痛）を上回るような事業・活動展開を考えるか、あるいは、そのような新規事業・活動を開発する」ことがきわめて重要な課題となるのである。

そして、安易な組織化を図るのではなく、魅力的な事業・活動開発が達成されたとき、婦人の運営参加の問題はおのずと展望が開かれてくるものといえよう。

註

- (1) 金田明子「農協における女性参加の実態分析」(『協同組合研究』第七巻 第一号、一九八七年) 五頁。
- (2) 全国農業協同組合中央会「二一世紀を展望する農協の基本戦略」(一九八八年) 二七頁。

- (3) 同右、二二頁。
- (4) 同右、四五頁。
- (5) 同右、五七頁。
- (6) 農林水産省「総合農協統計表」(一九八六年度)
- (7) 前掲 金田 五頁。
- (8) 前掲 金田、五―六頁。
- (9) 前掲 金田、一二頁。
- (10) 大木れい子「婦人の農協運営参加問題に関する考察」(『協同組合研究』第七巻第一号、一九八七年) 一三頁。
- (11) 前掲 大木、一九頁。
- (12) 前掲 大木、一七頁。
- (13) 前掲 大木、一八頁。
- (14) 前掲 大木、一八頁。

〔追記〕 本稿は、一、二を乗本が、三を佐々木が、四を小松が、それぞれ分担執筆した。執筆に先立ち討議を重ねたのであるが、その過程で貴重な示唆とご教示を賜った稲本志良先生(京都大学農学部)にお礼申し上げたい。また、このような協同研究の機会をお与え下さった(社)長野県農協地域開発機構に対して、感謝申し上げる次第である。